

平成28年(ネ)第1068号 損害賠償等請求事件

控訴人(1審原告) 戸田久和

被控訴人(1審被告) 福田英彦 ほか3名

準備書面

2016年6月29日

被控訴人ら訴訟代理人

弁護士 愛 須 勝



大阪高等裁判所第12民事部 御中

第1 本件紛争の概要と真相について

1 はじめに

控訴人は、控訴理由書の2頁から5頁にかけて、原判決の判断を離れて、「本件紛争の概要と真相」と題して、控訴人のとりまとめを展開している。

控訴理由に関わる点については、後記第2の控訴理由に関する反論の中でも触れるが、必要な範囲で、控訴人主張の誤りについて指摘しておく。

2 門真民報の内容

控訴人は、門真民報2014年4月27日号(甲2①②、以下、「本件記事」という)の内容について、「自治会ハンドブックの発行は共産党議員団が議会で取り上げていたことが実ったものだ」と読み手に思わせる報道であると断定する。公開質問状(甲3)では「そのようにしか読み取る事が出来ない」という。

なるほど、被控訴人亀井が2012(平成24)年3月議会で、自治会について取り上げた結果(乙1、7)、門真市が「自治会活動関連の問い合わせ窓口

について」と題する書面（以下「本件一覧表」という）が発行されていたことを知らず、「少なくともここ数年、共産党が自治会問題を議会で取り上げた事は一度もない。」と思い込みで、自治会HB発行は自分の成果であるという強い自負を持つ控訴人にとっては、そのようにしか読めないかもしれない。

しかしながら、門真民報を客観的に読めば、自治会ハンドブックに盛り込まれている本件一覧表は、従前の一覧表（乙2）に比べて、「とてもわかりやすくなっていることが感じられ」、それは、共産党議員が、「地域によっては、自治会長が毎年変わることになったり、2年ごとであったりとバラバラですが、誰がなっても困らないようにできないか等」という「相談を受け」、「議会で取り上げていたことが実ったもの」と読むのが素直である。

控訴人は、自らの落ち度は棚に上げ、本件記事の内容を自分の都合のよいように受け取っているに過ぎない。

3 控訴人の思い込み

控訴人は、本件記事を読んですぐに「これは成果捏造の不当宣伝だ！」と直感し、強い憤りを感じたという。

自治会HBを作成発行する契機を作った唯一の議員であるという強い自負心がある控訴人は、被控訴人亀井の議会質問（本件一覧表につながる質問）を知らなかったことから、本件記事の内容を客観的に読むことが出来ず、「よくもまあ厚かましくこんなデマ宣伝をするものだ」と強い憤りをもったのである。

3 公開質問状の目的

控訴人は、被控訴人らの「成果捏造宣伝」をバクロして批判するために、公開質問状を出したという。

この段階では、控訴人は、被控訴人亀井の議会質問を知らなかった訳であるが、本件記事で議会質問が前提となっている以上、被控訴人らに、いつの議会の質問かを確認すれば事実は容易に判明したにもかかわらず、控訴人はバクロして批判するために、確認を取らず、門真市の担当者からの回答を轻信して、

議会質問がなかったことを前提として、公開質問状を発行した。

4 控訴人の重大なミス

控訴人自身も「少なくともここ数年、共産党が（自治会HB問題以外でも）自治会問題を議会に取り上げた事は一度もないはずだ」という誤った思い込みを持っていたことを自認する。

しかし、控訴人は、上記思い込みを憤りの強さ故の「筆の走りすぎ」であるとか、「私の記憶では」とか、「市当局に聞いたところでも」という限定を加えており非本質的なミスに過ぎないと強弁する。

さらに、門真市の担当課長が控訴人の依頼を誤解したと言い訳し、ミスの一義的责任は門真市側にあるなどという弁明をするのであるが、問題は、門真市の回答ではなく、誤った思い込みから、被控訴人らに確認するという手段を取らず、パクロ、批判を目的として「デマ記事疑惑」「成果捏造疑惑」「重大なデマが含まれている疑惑が濃厚」などという質問状を「公開質問状」という形式で公表したことの過失そのものである。

それは、非本質的なミスなどと言えるものではなく、重大な過失であると言わざるを得ない。

5 被控訴人らの目的

控訴人は、被控訴人らが、被控訴人亀井の手柄意識に引きづられ、誰が見ても自治会HBにつながったと言える代物ではなく、最大限誇張しても、せいぜい「自治会HBの内容の一部に反映された」程度の代物でしかないのに、一旦公表してしまったのに、控訴人に批判されて自らの過ちを謝罪することは出来ないで、控訴人の「若干のミス」等を奇貨として、「控訴人の方が間違っていて、不誠実で、卑劣だ」という逆非難を「一挙に大々的に」「やり逃げ」（ママ）で「1回見解表明して控訴人非難宣伝をした後は、控訴人からの公開質問を永久無制限に受け付けない作戦」で対処するという「外道」に踏み込んだなどと口汚く罵る。

しかしながら、上記のとおり、事実を確認せず、思い込みで誤った内容の公開質問状を公表したのは控訴人であって、被控訴人らの回答（甲4）によって控訴人の誤りが明らかになり、控訴人は、その誤りを認めざるを得ない事態に追い込まれているにもかかわらず、『話のすり替え感』が強く腑に落ちないのだが、とりあえずそのまま紹介し、戸田の意見や分析は後で行う事にする」とコメントしながら、その後、無責任にも1か月以上も具体的な意見を述べない控訴人に対して、何故、被控訴人らが「控訴人に批判されて自らの過ちを謝罪」しなければならないのか、理解に苦しむ。

控訴人の事実のとりまとめは、自らの思い込みで違法行為を犯しながら、無責任にもその失敗を認めようともせず、突然、話を逆転させてさせて自らの行為を正当化しようとするものに他ならない。

6 牽強付会な事実経過の引用

(1) 控訴人は、強引に上記のような見解を導くためには、客観的な事実からだけでは無理と考えて、事実と異なる主張を展開する。

控訴人は、被控訴人らが、「自治会HB発行は被控訴人らの議会活動が実ったものだ」と言い張ると主張するが、被控訴人らは、「自治会HB発行」が議会活動が実ったものだとして説明したことは一度もない。

控訴人は、自らが自治会HBの発行に寄与した唯一の議員であるとの自負から、被控訴人らがそのことを認めないことを理解できないと主張するが、被控訴人らは、自治会HB発行の成果を自慢するものではないので、控訴人の関与を指摘する必要はない。

被控訴人らは、答弁書において、「自治会HBの一部に寄与した」などという主張はしていない。

(2) 控訴人は、被控訴人亀井が、「亀井被控訴人が市に一層の充実改善を求めていった事が自治会HB内の一覧表につながった」という「亀井改善要望活動」が実は虚構の捏造であったなどと主張し、控訴審において、門真市職員から回

答書を証拠として提出する（甲36(1)～(4)）。

しかしながら、被控訴人らは、「亀井被控訴人が市に一層の充実改善を求めていった事が自治会HB内の一覧表につながった」などと主張したことはないし、門真市の回答（甲36）も、控訴人の誤導に基づくもので、信用性はない。

そもそも、被控訴人らが本件記事（甲2）において報道したのは、「相談を受け議会で取り上げていたことが実ったもの」ということであり、そこでいう議会での取り上げた内容は、2012（平成24）年3月12日の民生常任委員会において自治会問題に関し、「特に毎年自治会長が分かるところについては、どういうふうな仕事があるとか、この問題はどこに行けばいいのとか、そういうことについて困ったりされていることをよく聞くんです。」という質問であり、門真市の地域活動課長は「自治会活動関連の相談窓口について、庁内で担当業務内容や連絡先等を調査し、一覧表の作成を行っているところであり、今後は自治会に配布を行いたいと考えております」という答弁を引き出し（甲4）、それが実現している。

このことが自治会HB発行とどう関係するのかという控訴人の公開質問状（甲3）に対しても、被控訴人らは、市政報告懇談会での要望をうけ、2011年10月初旬、地域活動課に対し要望し、3月議会で取り上げた。その中で、地域活動課は2012年2月庁内各課に照会をかけ、2012年5月から6月の自治連合に「自治会活動関連の庁内連絡先一覧表」を配布することになった。

しかし、「その内容については、自治会活動事例や市役所への問い合わせ事例別の連絡窓口を詳しく紹介することなどが十分に反映されたものではありませんでしたので、その点について一層の充実を求めました。」とし、「このような働きかけの中で、自治会ハンドブックにつながったものと評価しています」と回答しているのである（甲4）。

そして、その後も、本件一覧表については、「一層の充実を求めていました」（甲11、27、甲7p3）、「一層の充実を求めていた」（答弁書6頁）と主

張していた。

ところが、控訴人は、平成27年10月16日付け原審第4準備書面において、「完成後もその充実を市に求め続けた」（13頁）、「求めていった」（同）、「完成後もその充実を市に求め続けた」（14頁）などと勝手に改ざんする。

その上で、門真市の担当者に対して、『2年間の中で何度も要望された』事柄についてメモが全く作られないという事がありうるのか？（甲36(1)）などと誤導を行って回答を強要しているのである（甲36(2)）。本件一覧表の自治会配布が実現した2012（平成24）年当時の地域活動課長である重光地域活動課長が、当時の被控訴人亀井の反応として、『まだ改善せんといかん所があるなあ』というようなことを言われた記憶がある（甲36(1)）と、本件記事と同じ内容の回答をしているのにである。

控訴人は、上記のように被控訴人らの主張をねじ曲げておきながら、「亀井被控訴人が市に一層の充実改善を求めている事が自治会HB内の一覧表につながったという『亀井改善要望活動』が実は虚構の捏造であった」と主張するのであるが、控訴人の主張する「亀井改善要望活動」なるものこそが捏造の産物であることは明らかである。

その後の被控訴人亀井の活動については、被控訴人福田の供述のとおり、課長ではなくその他の担当者に働きかけたのであって、門真市の回答と矛盾するものではない（被控訴人福田尋問調書27頁）。

第2 控訴理由に対する反論

1 控訴理由1について

(1) 控訴人は、原判決は、「自治会HB発行のいきさつ」について、真実を歪める恣意的で不当な扱いをして「裁判所の判断」を下しているので不当であるという。

控訴人は自治会HB発行のいきさつは、①「2010（平成22）年以降の

控訴人の自治会適正化追求への対応としてなされ」たものであり、②「控訴人の自治会適正化追求無しでは、市は自治会HB作成をしていない」ことが明白であり、③門真市も「発行の契機となったのは戸田議員の質問のみであり、共産党議員の質問は自治会ハンドブックとは何の関係もない」と言っているというものであると主張する。

ところが、原判決は、①2010（平成22）年以降の自治会適正化追求には全く触れずに、被控訴人らの2010（平成22）年10月の自治会関連連絡表（本件一覧表）要望」という全く筋違いの事を起点として発行の経緯を叙述しており、②「被控訴人亀井の2010（平成22）年3月議会質問によって作成された『本件一覧表』が自治会HB発行に関連性を持っている」かのように書く一方、③「発行の経緯となったのは戸田議員の質問のみである」という市の回答文書や議会答弁などは、原判決の認定事実の「(3) 本件機関誌発行後の市議会における原告の言動」に配置し、それを「絶対的事実」ではなく「控訴人の単なる主観的主張」であるかのような、真実を歪める恣意的で不当な扱いをしていると主張する。

(2) しかしながら、上記①～③に記載されている客観的事実経過については、被控訴人らも特に争いはなく、原判決も、正しく事実認定をしているところであり、原判決に誤りはない。

控訴人の主張は、「発行の契機となったのは戸田議員の質問のみである」ことを発行の経緯の冒頭に持ってきていないのは「不当な扱い」であり、気に入らないと言っているのに過ぎず、事実誤認の誤りではない。

「控訴人の2010（平成22）年以降の自治会適正化追及」に全く触れていないのも、本件の争点と何らの関係もないからに過ぎず、そのことが事実認定の誤りになるものではない。

2 控訴理由2について（目的の公共性）

(1) 控訴人は、原判決が、被控訴人らの表現行為の目的について、「その目的が

専ら公益を図ることにあった」と認定したことについて、目的の公益性の検証が行われていないと主張する。

- (2) しかし、原判決は、本件記載①ないし⑥を含む本件記事等は、市議会議員である原告の政治的活動に関する言動を対象とし、同じく市議会議員であった被控訴人らが、控訴人に批判的な立場から、これに論評を加える内容であって、本件記事等の掲載は、公共の利害に関する事実に係るという事実認定（15頁）を前提に、その目的についても公益目的を認定したのであり、そこに事実誤認はない。

判例上、名誉毀損の真実性の証明における「目的の公益性」については、もっぱら公益を図る目的が必要とはいえ、主たる動機が公益を図るものであればいいとされているのであるが、通常は、公共の利害に関する事実を摘示するものと認められる場合には、特別の事情がない以上、目的の公共性も認められるのであり、記事の対象がすべて「公共の利害に関する事実に係るもの」であることや、被控訴人らが市議会議員という公職者であったことは控訴人も認めているのであり（控訴理由書6頁）、被控訴人らの言論行為は、もっぱら、これらの公共的事実に関してなされているのであるから、原判決に誤りはない。

- (3) この点について、控訴人は「本当の目的」が別にあったと主張する。

控訴人の主張する「本当の目的」とは、①自治会HBが被控訴人ら議員団の質問の成果であったかのような成果捏造報道の虚偽性がバレないようにすること。②そのために控訴人質問状頭書きの非本質的な事実誤認につけ込んで、控訴人の方が誤っているかのようなデマ宣伝を「やり逃げ」的に行って優位を保つこと。③最大限に拡張解釈しても、「せいぜい『自治会HBの内容の一部に反映された』ものでしかない質問を、『自治会HB発行そのものにつなげた』とすり替えるデマ宣伝によって自らの正当性を飾り立てる」というものであり、「自らの保身という私的利益を図るためのもの」と主張する。

- (4) しかしながら、前述のとおり、本件記事において、被控訴人らは、①控訴人が自治会HBを議会質問で取り上げたことは知っていた。②門真民報では「相談を受け議会で取り上げていたことが実ったもの」としている相談の内容は「地域によっては、自治会長が毎年変わることになっていたり、2年ごとであったりとバラバラですが、誰がなっても困らないようにできないか等」市役所の問い合わせ窓口一覧表につながる質問をしていることは明らかである。

本件記事は、控訴人が公開質問状（甲3）で指摘したような、「共産党議員が自治会ハンドブック発行を推進した」などという事実は報道していないことは明らかである。

したがって、共産党議員団として、「成果捏造報道の虚偽性がバレないようにする」必要などなく、控訴人の主張はまったく事実経過にも反する。

また、控訴人が言うところの「控訴人質問状頭書きの非本質部分の誤認」は、控訴人が被控訴人亀井の平成24年3月議会において自治会活動に関する質問を行い、それによって、一覧表が作成されたという事実を全く知らず、公開質問状という形で「デマ記事疑惑」「成果捏造疑惑」などと決めつけた質問を行っているのであるから、この公開質問状の核心部分である。

控訴人は、その原因を市担当者になすり付けようとするが、被控訴人に確認すれば容易に判明することであり、自らの思い込みの質問で市職員の誤認を招いた重大な過失によって、公開質問状において、重大な事実誤認をしているのである。さらに言えば、被控訴人亀井の質問が、本件一覧表に結びついていることは門真市も認めているところである（乙1の1、6）。

3 控訴理由3について

控訴人は、原判決が、「控訴人の膨大な論証を不当に排斥して、何ら合理的な論証無しに「概ね真実と認められる」と断じて「違法性を欠くものと認められる」と結論付けていることは失当であると主張するが、具体的に原判決のどの

部分が失当であるのか明らかにしない。

そもそも、控訴人は、「膨大な論証」などと自画自賛するが、自らの管理する掲示板への自らの書き込みや、本件要件事実の立証には何ら関連性がないものを「膨大」に提出しているにすぎず、いずれも最低限の証明力さえないものである。

4 控訴理由4について

- (1) 控訴人は、原判決が、「本件記載記事によって控訴人が受ける損害」の中の、市議会選挙での得票減が現れる損害＝「控訴人の議員としての地位とそれに伴う収入源が壊滅させられる危険の発生」について全く触れないのみならず、無視しているとか、選挙得票において深刻な損害を被ったことについて「一顧だにできなかった原判決は不当である」と主張する。
- (2) しかし、原判決は、被控訴人らの本件記事の違法性を認めなかったことから、「その余の点を検討するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がない」として控訴人の請求を棄却したのであって、控訴人の損害について判断しなかったことは判決の論理構造として至極当然のことである。

なお、控訴人は、原判決が、控訴人が受けた選挙面での損害を全く回避して、単に「原告に批判的な立場から論評を加えたもの」とか、「その内容が人身攻撃に及ぶなどではない」という、極めてずさんな判断しかしていないなどと主張するが、原判決の上記引用部分は、まさに判例法理の名誉毀損の成立の基準（最高裁昭和62年4月24日第二小法廷判決、民集41巻3号490頁他）を述べただけであり、およそ的外れである。

ちなみに、控訴人との間の本件紛争について、被控訴人らは2014年7月13日付け及び同年11月23日付け門真民報及び福田議員のブログ（甲5①、6、10②、11②）において論評しただけで、共産党及び被控訴人らの支持者に向けて事実を告知したに過ぎず、その範囲は極めて限定的である。それに対して、控訴人は、市会議員全員に対し（甲9）、掲示板（甲13）

などで執拗に宣伝し、門真市内を宣伝カーで街宣行動を繰り返し、広く市民に広報活動をしている。控訴人の選挙での得票数が677票も深刻な得票減少を招いた原因は、門真民報の記事ではなく、自らの傍若無人な態度にあるのではないかと疑ってみるべきである。

さらに、控訴人は、誹謗中傷記事への対抗策を様々取るために7月以降、時間労力をかなり投入せざるを得なかったことの選挙への影響を嘆くが、それは自らの重大な過失によって、誤った公開質問状を公表し、誤りを指摘されても真摯な対応をせず、あげくに、本件訴訟を提起した自らのまいた種のせいであることを自覚すべきである。

5 控訴理由5について

- (1) 控訴人は、被控訴人亀井の人証採用を原審が否定したために、記事がどのような認識で書かれたものだったかの真相究明がなされなかったと主張する。

そして、「2012（平成24）年5～6月に自治会連合に対して、亀井被告質問由来の自治会関連の庁内連絡先一覧表」が配布されたが、その内容が不十分なものだったので、亀井被告は地域活動課に一層の充実を求めていった」という「事実経過」も虚構であったという「重大な新事実」が明らかになったと主張し、被控訴人亀井の尋問が必要であると主張する。

- (2) しかし、「自治会活動関連の問い合わせ窓口について」（乙2）は上記のとおり、被控訴人亀井の議会質問を契機として作成されたものであることに疑いはなく、市当局も平成24年第2回定例例会における市原昌亮市民部長の答弁（乙6）において、「自治会ハンドブックについてはどうなったか」という控訴人の質問（乙5）に対して、「自治会ハンドブックについてでありますが、ことしの4月に自治会活動の関連の問い合わせ窓口についてを一覧表にして自治会長に渡しましたが、これに自治連合会の理事会でも参考に渡した自治会規約例などを加えて、自治会活動の手助けができるようなものを年内をめどに作成していきたいと考えております」と答弁しているのである（下

線は被控訴人ら代理人)。

この答弁からすれば、市当局としても、被控訴人亀井の質問により実現した問い合わせ窓口一覧表(乙1)が自治会HBの重要な構成部分であると認識していることは明かである。むしろ、この問い合わせ窓口一覧表に、「参考に渡した」「自治会規約例など」を「加えて」作成するとしているのであるから、控訴人が自治会HBの核心部分とする規約例などの位置づけは相対的に低いとも言う。さらに、発行を予定していたのは、「自治会活動の手助けができるようなもの」と趣旨を述べているのであって、自治会活動の適正に重点を置く控訴人の主張より、被控訴人らの位置づけに近いとも言う。要は、自治会HBを作成したのは門真市であり、控訴人自身が作成したものではない以上、様々な評価はあり得るのである。

控訴人は、市当局の回答(甲36(4))を殊更に取り上げるが、元々の門真民報の記事は「相談を受け議会に取り上げていたことが実った」としか記載していないのであり、その後も改善要望を続けたことなど触れていないのであるから(この点は第1において詳論した)、根幹的な主張でもないし、あえて虚偽がバレるのを隠蔽する必要はない。

なお、控訴人は、被控訴人亀井に対して、「傍若無人を繰り返す低劣議員」「控訴人に対して逆恨みと歪んだ対抗心を持ち」「不当愚劣」などと口汚く罵るが、これらは、被控訴人亀井に対する人格攻撃であり、もはや表現の自由として許されるものではなく、名誉毀損に該当することを指摘しておく。被控訴人亀井とすれば、これらの表現が撤回されない以上、控訴人に対する名誉毀損責任を追及することもありうる付言しておく。

また、控訴人が主張する「自分が考えた『自治会ハンドブックのようなもの』＝他市によくある「自治会便利帳的なもの」と「自治会運営の民主化・適正化を促すツールとして役立つ」事を主眼とした点で画期的な内容を持つ門真市の自治会HBとは全然違うもの」と自画自賛して、「それを同一視して「自分が

作成要望したものが門真市自治会HBとして実現した」と誤った思い込みを持って門真民報記事を起草したなどとも主張するが、上記の通り、それこそ控訴人の独りよがりであり、少なくとも当時の市民部長の認識とは明らかに異なることを付言しておく（乙7）。

以上のとおりであり、被控訴人亀井の尋問は必要性がなく、同人の取り調べをしなかった原審に何ら誤りはない。

また、控訴人は、一覧表が何も改善されていないどころか表としてのレベルが落ちているなどと主張するが、乙2号証と甲1号証を比較すれば明らかであるが、自治会HBの一覧表の方が表としての一覧性が優れ、見やすいことは一目瞭然である。被控訴人亀井が議会質問において門真市に求めたのは、誰がなっても困らないようにするための利便性に重点があることは明らかであり、門真民報でも、その内容よりも「とても分かりやすくなっていることが感じられます」とその形式、見やすさに注目した論評を加えているのである。

6 控訴理由6について

控訴人は、前提となる事実について、原判決の要約について、歪曲である等非難する。

しかし、いずれも些末な問題であって、判決の結論に影響を及ぼすものではなく、原判決に事実の要約において誤りはない。

7 控訴理由7について

控訴人は、原判決の「第2 事案の概要」「4 争点に対する当事者の主張」のうち、「(1)争点1（名誉毀損該当性）」「(2)争点2（違法性阻却事由）」「(3)争点（損害）」の原告の主張がその重大部分を削除したり歪曲して記述されており、「正しい概要」とは言えないので失当である主張する。

しかし、控訴人の主張するのは、原判決の主張の要約では誤った「印象を読み手に与える表現」であるからおかしいというに過ぎない。そして、判決は、裁判所が結論を導いた過程を示しているものであり、読み手に与える印象を基

準に判断されるものではない。

原判決の当事者の主張のとりまとめに誤りはない。

8 控訴理由 8 について

控訴人は、原判決は、「第 3 当裁判所の判断」の「1 前提事実」の(1)～(4)の何れにおいても重大な事実誤認等があると主張するが、具体的な主張はなく失当である。

9 控訴理由 9 について

控訴人は、原判決が「第 4 結論」において「その余の点を検討するものでもなく、原告の請求は何れも理由がない」として控訴人の請求を棄却したことを失当だと主張するが、すでに述べたとおり、原判決は、被控訴人の各表現行為は違法性がないと結論したためにその余の判断をしなかったものであり、何ら誤りはない。

第 3 結論

以上のとおり、控訴人の控訴理由は何れも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上